

奈良県告示第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西室土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年四月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡本 義弘	葛城市西室四三
〃	前田 七三	〃 四二
〃	岡本 雅照	〃 一八一三
〃	保川 充	〃 二九一四
〃	谷村 康夫	〃 二八
監事	名倉 博	〃 一二一二
〃	沢井 保	〃 三五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡本 義弘	葛城市西室四三
〃	前田 七三	〃 四二
〃	岡本 雅照	〃 一八一三
〃	保川 充	〃 二九一四
〃	谷村 康夫	〃 二八
監事	名倉 博	〃 一二一二
〃	沢井 保	〃 三五